

伊豆市議会基本条例

平成 28 年 3 月 16 日伊豆市条例第 23 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 議会及び議員の活動原則と政治倫理（第 4 条—第 9 条）

第 3 章 市民と議会の関係（第 10 条—第 13 条）

第 4 章 市長等と議会の関係（第 14 条—第 17 条）

第 5 章 討論の拡大（第 18 条—第 20 条）

第 6 章 適正な議会機能（第 21 条—第 25 条）

第 7 章 議会運営の見直し手続（第 26 条—第 27 条）

附則

私たちのまちは、平成 16 年 4 月 1 日に修善寺町、中伊豆町、天城湯ヶ島町、土肥町の 4 つの町が合併して誕生しました。

伊豆市は、伊豆半島のほぼ中央に位置し、霊峰富士を仰ぎ、天城の山々と狩野川の清流、そして穏やかで美しい駿河湾に抱かれ、先人の英知と努力によって豊かな自然が守られ発展してきました。

今の私たちには、伊豆市の将来に向けて、この恵まれた自然環境と歴史・文化を継承するとともに、すべての市民が安心して生活できるよう自治体のあり方を見直し、市民と議会、そして行政が協働して時代に即した地域社会を作り上げていくことが求められています。

議会は、市民から直接選挙によって選ばれた議員で構成され、市長をはじめとして伊豆市を代表する機関であります。この二つの機関は、お互いに市民の負託に応えるために、議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、与えられた権限のもとお互いの特性を生かして市民の思いを市政に反映させるために競い合い、協力し合いながら伊豆市にとって最良の意思決定をしていく使命があります。

私たち議会は、この与えられた使命を達成するために議会運営のルールを守り、品格を重んじ、議員一人一人が自らの能力を高め、その能力を十分に発揮し、より良いまちづくりの推進と市民に開かれた身近な議会を目指すために「伊豆市議会基本条例」をここに制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、伊豆市議会（以下「議会」という。）及び伊豆市議会議員（以下「議員」という。）が担う役割を明らかにし、議会の基本理念、基本方針その他議会に必要な基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市政の発展並びに市民等の生活及び福祉の向上を図り、豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 伊豆市の区域内に居住する者
- (2) 市民等 市民のほか、伊豆市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び伊豆市の

区域内に存する学校等に在籍する者

- (3) 市長等 市長その他の市の執行機関の長
- (4) 議長等 議会の議長及び委員長
- (5) 本会議等 議会の本会議及び委員会
(最高規範性)

第3条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会における最高規範である。

2 議会は、この条例に反し、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃してはならない。

第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理

(議会の活動原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 市民の代表機関であることを認識し、市民等の多様な意見を的確に把握するとともに市政に反映させるよう努めること。
- (2) 公正性及び透明性を確保するとともに、情報公開と情報発信を積極的に行い、市民等に開かれた議会を目指すこと。
- (3) 市長等に対し適切な行政運営が行われているかを監視すること。
- (4) 政策立案及び政策提言に関する機能の強化を図ること。
- (5) 市民等に分かりやすい議会運営に努めること。
- (6) 市民等に信頼される議会を目指し、議会改革を推進すること。

(災害時の議会対応)

第4条の2 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 災害時の議会の行動基準等に関しては、伊豆市議会業務継続計画で定める。

(委員会の活動)

第5条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。

2 常任委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査を実施し、政策立案及び政策提言を行うこと。

3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

4 委員会に関しては、別に伊豆市議会委員会条例（平成16年伊豆市条例第189号）で定める。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 二代表制の一翼を担う議会の一員であることを自覚し、誠実かつ公正に活動すること。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (3) 一部の団体及び地域の代表者でなく、市民等の全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (4) 自らの資質の向上を図るため、不断の研鑽に努めること。

(5) 市民等に対し、積極的に情報発信を行うこと。

(議員研修及び調査研究)

第7条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上並びに議会運営の強化等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民各層との調査研究を積極的に行うものとする。

3 議員は、第1項の議員研修に関して積極的に提案し、及び参加するよう努めるものとする。

(政治倫理)

第8条 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 政治倫理に関しては、別に伊豆市議会議員政治倫理条例（平成25年伊豆市条例第15号）で定める。

(会派)

第9条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、議員間の合意形成を図るよう努める。

3 会派に関しては、別に伊豆市議会会派に関する規程で定める。

第3章 市民と議会の関係

(議会報告会)

第10条 議会は、市民等への説明責任を果たすとともに多様な意見を聴取し、市政の諸課題に柔軟に対処するため、報告及び意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関しては、別に伊豆市議会報告会実施要綱で定める。

(会議の公開等)

第11条 議会は、本会議をはじめ、すべての会議を原則として公開するものとする。

(議会広報の充実)

第12条 議会は、多様な広報手段を活用し、市民等が議会と市政に関心を持つようにするとともに、市民の意見を反映した広報活動に努めるものとする。

(市民参加、市民等との連携)

第13条 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民等の専門的又は政策的な意見を議会の討議に反映させるものとする。

2 議会は、市民等との意見交換の場を多様に設け、市民等の意見を政策立案に反映させるよう努めなければならない。

3 議会は、請願及び陳情の審査に当たって、その趣旨を十分に理解するため、提案者から発言の申出があり、かつ議論を深める必要があると認めた場合は、当該提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等との関係)

第14条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

2 議会の本会議における一般質問は、市民等に分かりやすく、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。

(反問権)

第15条 本会議等において、市長等は、議長等の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して論点を明確にし、議論を深める目的で反問することができる。

2 反問権に関しては、別に伊豆市議会反問権に関する要綱で定める。

(予算決算審議)

第16条 議会は、予算の審議に当たっては、市長等に分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の提出を求めることができるものとする。

2 議会は、決算の審議に当たり、市長等が執行した事業等の評価を行うため、市長等に必要な資料の提出及び説明を求めることができるものとする。

(監視機能の充実及び強化)

第17条 議員は、政策、施策等をより深く理解するために、議長を経由して市長等に対し、文書で質問を行うことができる。

2 議長は、文書による質問があったときは、当該文書を審査の上、前項の趣旨に沿った内容であると認めたときは、これを市長に送付しなければならない。

3 市長は、前項の規定により送付された文書による質問に速やかに応えなければならない。

4 議会は、議決機関としての機能強化のため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定により特に重要な計画等を積極的に議決事件として加え、又は範囲の拡大を図るものとする。

5 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、伊豆市総合計画条例(平成26年伊豆市条例第9号)第5条に規定する基本構想の策定及び変更に関することとする。ただし、軽微な変更を除く。

第5章 討論の拡大

(論点整理)

第18条 議会は、提案された重要な政策について審議の過程における論点を整理し、その政策水準を高めることに資するため、提案者に対し、次に掲げる事項を明らかにするよう求めるものとする。

(1) 重要な政策の目的と提案に至った経緯と理由

(2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討

(3) 市民参加の実施の有無とその内容

(4) 総合計画等との整合性

(5) 重要な政策の実施に要する経費とその財源等

2 議会は、重要な政策の提案を審議するに当たっては、前項の説明を検証し、総合的に判断するものとする。

(政策討論)

第19条 議会は、市政に関する重要な政策、課題等に対して、議員間の共通認識を持つため、政策討論会を開催することができる。

2 政策討論会に関しては、別に伊豆市議会政策討論会実施要綱で定める。

(議員間討議)

第20条 議会の運営に当たっては、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討論を中心に運営するよう努めるものとする。

2 議会は、委員会において、議案の審査に当たり結論を出す場合、合意形成に向けて議員相互の議論を尽くすよう努めるものとする。

3 議員間討議に関しては、別に伊豆市議会議員間討議実施要綱で定める。

第6章 適正な議会機能

(議員定数)

第21条 議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題及び将来展望を考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

2 議員定数は、別に伊豆市議会の議員の定数を定める条例（平成19年伊豆市条例第28号）で定める。

(議員報酬)

第22条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年伊豆市条例第35号。以下「議員報酬の条例」という。）により定めるものとする。

2 議会は、議員報酬の条例の改定に当たっては、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、公聴会制度の活用等により市民等の意見の聴取及び反映に努め、その報酬の額が議員の職務及び職責にふさわしいものとなるよう、議会としての意見が反映されるよう努めるものとする。

(議会の機能強化)

第23条 議会は、議事機関としての機能を充実するため、予算の確保に努めるものとする。

2 議会は、議員の調査研究に資するため、図書及び資料等の充実に努めるものとする。

(議会事務局の機能強化)

第24条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実並びに組織体制の整備を図るものとする。

(政務活動費)

第25条 会派又は会派に属さない議員は、政策立案能力及び政策提言能力の向上等を図るため、法第100条第14項から第16項までに規定する政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動を行うものとする。

2 会派又は会派に属さない議員は、伊豆市議会政務活動費の交付に関する条例（平成28年伊豆市条例第24号）第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲において、厳格な使途基準に従い政務活動費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

3 政務活動費に関しては、別に伊豆市議会政務活動費の交付に関する条例で定める。

第7章 議会運営の見直し手続

(議会改革の推進)

第26条 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査又は検討を行わなければならない。

(見直し手続)

第27条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会全員協議会において定期的及び必要に応じて検証するものとする。

2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月30日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月29日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年7月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。